

県南地区介護支援専門員協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、「県南地区介護支援専門員協会」（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 秋田県県南地区の介護支援専門員（以下「会員」という。）の自主的組織として、介護保険事業を円滑に推進するため、情報の交換と共有化を図ることにより、相互の資質を高め、保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を事務局本部に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の業務遂行の充実を図るための情報の収集・提供
- (2) 介護支援専門員の業務遂行の充実を図るための各種調査・研究・協議
- (3) 介護支援専門員の資質向上を図るための研修会等の開催
- (4) 介護支援専門員の業務遂行のネットワーク及びサポート体制の整備
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡・調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成し、次のとおり規定する。

- (1) 正会員は、介護支援専門員名簿に登録された者であって、本会の目的趣旨に賛同する者とする。
- (2) 正会員は、本会入会と同時に日本介護支援専門員協会及び特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会へ加入するものとする。
- (3) 賛助会員は、本会の目的趣旨に賛同し、本会の運営を援助する個人及び団体等とする。

(入 会)

第6条 前条第1項第1号に掲げる者が、入会しようとするときは、所定の入会届出書に会費を添えて本会会長に届け出るものとする。

- 2 会長は届出書を確認し、不承認となった場合は、会費を速やかに返戻するものとする。

- 3 届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに本会会長に届け出るものとする。
- 4 前条第1項第3号に掲げる者が、本会に入会しようとするときは、所定の入会届出書に賛助会費を添えて本会会長に届け出、運営委員会の承認を得なければならない。

(会 費))

第7条 本会の会費は、会費と負担金をもって当てる。

- (1) 会費は、年額を基本とし、その額は、2,000円とする。
- (2) 賛助会費は、年額を基本とし、その額は、一口5,000円とする。
一口あたり1名に限り、本会研修会参加費を会員参加費と同額とする。
- (3) 負担金は、事業毎に必要なに応じて徴収する。

2 会費の納期は、総会開催月の翌々月の末日までとする。ただし、年度の途中で会員となった場合は、第6条第1項の規定により、届出書に添えて納入するものとする。

(退 会)

第8条 正会員、賛助会員は次の場合には退会したものとする。

- (1) 本会会長に退会の申し出があったとき。
- (2) 第5条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 正当な理由なく会費未納期間が長期化し、当該年度を越えた場合。

(除 名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、運営委員会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合には、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局本部 1名
- (4) 圏域事務局 6名
※各圏域2名うち1名は会計担当
- (5) 運営委員 6名
- (6) 会計監査員 2名
- (7) 秋田支部理事 3名

但し、(1)～(7)との兼任は妨げない。

(任 務)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務本部は、本会の常務・会計を処理する。
- (4) 各圏域事務局は、事務局本部長を補佐し、各圏域の常務・会計を処理する。
- (5) 運営委員は、会長の旨を受け本会の業務を分掌する。
- (6) 会計監査員は、本会の会計及び会計の執行状況を監査する。

(選出の方法)

第12条 会長、副会長、事務局（事務局本部、各圏域事務局）、運営委員、会計監査員、秋田支部理事は、総会で会員の中から選出する。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役、事務局補助員)

第14条 本会に運営委員会の議決を経て会長が委嘱し、顧問及び相談役、事務局補助員をおくことができる。顧問及び相談役は重要な会務について会長の諮問に応ずる。事務局補助員は事務局本部の任務を補佐する。

第4章 運 営

(機 関)

第15条 この協議会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 事業の目的に応じた委員会

(総 会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- (1) 通常総会は毎年1回会長が召集する。
- (2) 役員の過半数又は、会員の3分の1以上の要請があった時、会長は臨時総会を召集しなければならない。
- (3) 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- (4) 総会に出席できない会員は、他の会員に表決を委任することができる。この場合、表決を委任した会員は出席したものとす。
- (5) 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(議決事項)

第17条 次の事項は総会において議決する。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算、決算に関する事項
- (4) その他重要な事項

(運営委員会)

第18条 総会決定事項及び会務の審議遂行のため運営委員会をおく。

- (1) 運営委員会は必要に応じて会長が召集し、会長、副会長、事務局長、会計、運営委員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は役員の過半数で成立する。

(事業の目的に応じた委員会)

第19条 会長は運営委員会の承認を得て、事業達成のため必要な委員会をおくことができる。

第5章 会 計

(会 計)

第20条 本会の会計は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

第6章 補 則

第22条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経てこれを別に定める。

附 則

この規約は、平成18年10月28日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。